

悪質ホストクラブによる被害の実態

第1回・第2回での御意見

(高額な売掛金等名下で女性客が売春等をさせられる事案を防ぐために)

- ・ おそらく風営適正化法あるいは警察だけで対応できる問題ではない。職業安定法の運用等、いろいろな対応方法を考えなければ実効的な改革はできないだろう。
- ・ 風営適正化法、売春防止法、職安法等の個別法の対応では組織犯罪の性質を十分に捕捉できないと思っている。

⑥営業許可の取消し
を受ける前に許可証
を返納し、別の営業
所として営業を開始

①料金に関する虚偽説明

④売掛金等の取り立てに際して、
「支払わなければ実家に行く」
等と言う行為

⑤女性客が売掛金等の支払
のために女性客に売春等を
唆す行為

女性客の
初回入店

売掛金、立替金等の蓄積

売掛金、立替金等の悪質な取立て

②いわゆる色・恋を
手段として女性を
依存させる行為

③女性客を酒に酔わせ、
正常な判断ができない状態で
高額な遊興・飲食をさせる行為

売春、性風俗勤
務等のあっせん

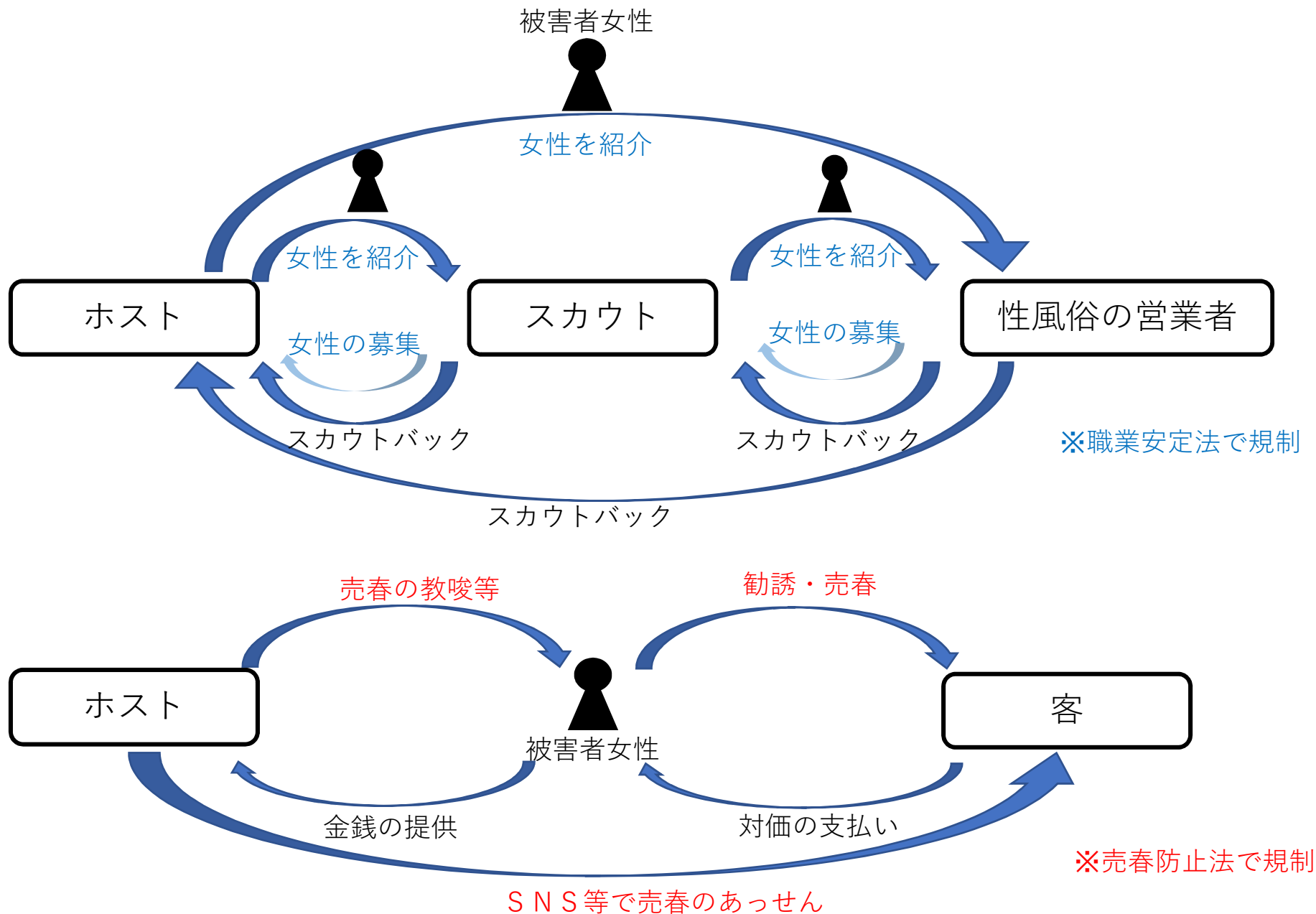
処分逃れ

売春防止法、職業安定法
違反での取締り

風営法に基づく行政処分

➡女性客への売春、性風俗勤務等のあっせんを防ぐために、いかなる規制が考えられるか？

売春、性風俗等へのあっせんの仕組み



風営適正化法の概要

考え方

- 風俗営業は、健全に営まれば国民に憩いと娯楽を与える有用な営業であると考えられるが、その営業方法や業務内容が不適正なものとなれば、風俗上の問題を引き起こす可能性があることから、許可制として不適格者をあらかじめ排除し、業務の適正化を通じて健全化を図る対象としている。
- 性風俗関連特殊営業は、性を売り物にする本質的に不健全な営業であり、業務の適正化や営業の健全化になじまないものであり、届出制によりその実態を把握し、規制を課して取り締まる対象としている。

風俗営業（法第2条第1項）

- | | | |
|----------------|---|---------|
| 1号 料理店・社交飲食店 | } | 接待飲食等営業 |
| 2号 低照度飲食店 | | |
| 3号 区画席飲食店 | | |
| 4号 まあじゃん・ぱちんこ等 | } | 遊技場営業 |
| 5号 ゲームセンター等 | | |

主な規制（法第12～23条等）

<許可制>

- ・ 営業者等の欠格事由（犯罪歴、暴力団員等）
- ・ 構造及び設備の基準
- ・ 営業時間の制限等（都道府県条例に委任）
- ・ 照度、騒音及び振動の規制
- ・ 広告及び宣伝の規制
- ・ 料金表示義務
- ・ 年少者の立入禁止の表示義務
- ・ 接客従業者に対する拘束的行為の禁止等（債務負担等）
- ・ **禁止行為**（客引き、18歳未満の接待禁止等）
- ・ その他、業態に応じて個別規制

遵守事項

性風俗関連特殊営業（法第2条第6～10項）

- | | | |
|--------------------------------|---|------------|
| 6項1号 ソープランド | } | 店舗型性風俗特殊営業 |
| 2号 ファッションヘルス | | |
| 3号 ストリップ | | |
| 4号 ラブホテル等 | | |
| 5号 アダルトショップ | | |
| 6号 出会い系喫茶 | | |
| 7項 無店舗型性風俗特殊営業（デリヘル、アダルトグッズ販売） | | |
| 8項 映像送信型性風俗特殊営業（アダルト映像配信） | | |
| 9・10項 店舗・無店舗型電話異性紹介営業（テレホンクラブ） | | |

主な規制（法第28条～31条の18等）

<届出制>

- ・ 店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等
（学校、図書館等の条例で定める施設の周囲200メートル、条例により厳格な地域規制）
- ・ 営業時間の制限（都道府県条例に委任）
- ・ **禁止行為**（客引き、18歳未満を客とすること等）
- ・ その他、業態に応じて個別規制

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第二八条 （略）

2～11 （略）

12 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該営業に関し客引きをすること。
- 二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。
- 五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

第三一条の三 （略）

2 （略）

3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 二 十八歳未満の者を客とすること。

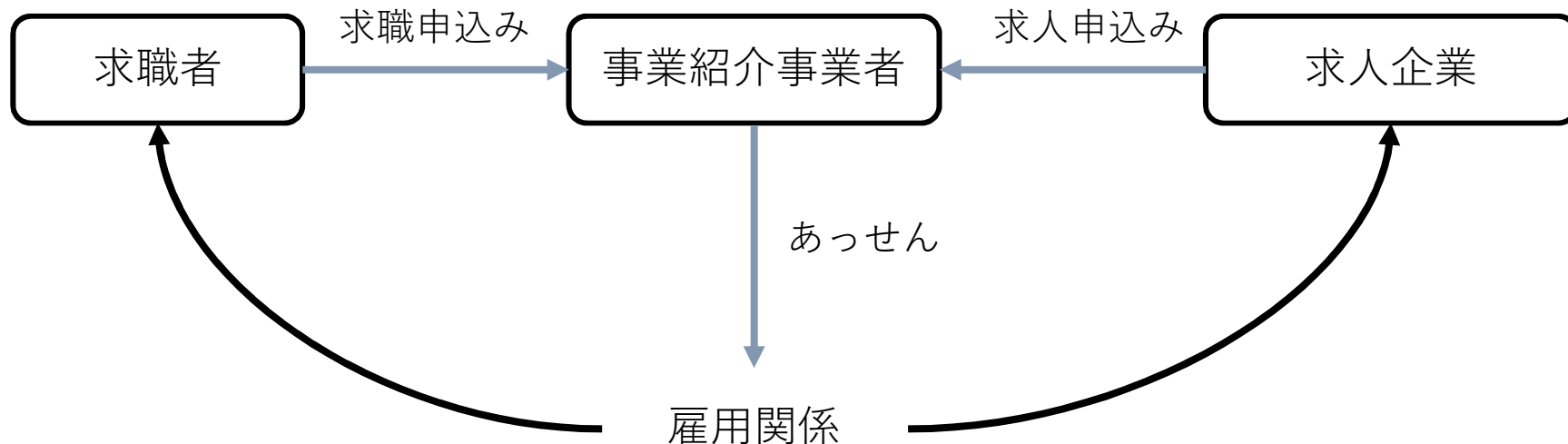
「女性客への売春、性風俗勤務等のあっせん」の関連法令②

○職業安定法（昭和22年法律第141号）

第六十三条

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体的自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。



※ （共犯が成立する場合を除き）有害業務の紹介を受けた側に対する罰則はない。

「女性客への売春、性風俗勤務等のあっせん」の関連法令③

○売春防止法（昭和31年法律第118号）

（勧誘等）

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目に触れるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目に触れるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（周旋等）

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 （略）

（困惑等による売春）

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

（対償の收受）

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

第一〇条 人に売春させることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。

（場所の提供）

第一一条 （略）

- 2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる業）

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春させることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（資金等の提供）

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

「女性客への売春、性風俗勤務等のあっせん」の関連法令④

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

第二条（略）

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁固の刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる
罪

別表第二（第二条関係）

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第一号（無許可営業）の罪

二十一 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十条（売春をさせる契約）の罪

「女性客への売春、性風俗勤務等のあっせん」に係る検挙事例

- 女性客を、未収金を返済させる目的で、デリバリーヘルス従業員に紹介した事案について、ホストクラブ従業員の男を職業安定法違反（有害業務に就業させる目的での職業紹介）で検挙。（令和6年1月、愛知県警察）
- ホストクラブ従業員の男から紹介された女性に対し、デリバリーヘルスの従業員になるよう募集した事案について、デリバリーヘルス経営者の男を職業安定法違反（有害業務に就業させる目的での職業募集）で検挙。（令和6年1月、愛知県警察）
- 女性客に対し、滞納していた飲食代金の支払いをさせる目的で、売春をするための客待ちをするよう強要した事案について、ホストクラブ従業員の男を強要罪で検挙。（令和6年1月、警視庁）
- 女性客に対し、未払いの飲食代金の支払いをさせる目的で、個人番号カード等を取り上げる等して、心理的圧迫を加えて困惑させ売春をさせようとした事案について、ホストクラブ従業員の男を売春防止法違反（困惑等による売春）で検挙。（令和6年3月、警視庁）
- 女性客が売春を行うメンズエステで稼働して得た報酬を、その情を知らずシャンパン代金为名目で受け取った事案について、メンズコンセプトカフェ店長を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益の収受）で検挙（令和6年8月、警視庁）